

町田市附属機関の災害時等における審議等の実施のための関係条例の整備に  
関する条例

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)8月27日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市附属機関の災害時等における審議等の実施のための関係条例の整備に関する条例

(町田市交通安全推進協議会設置条例の一部改正)

第1条 町田市交通安全推進協議会設置条例（昭和37年2月町田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 町田市における交通道德の高揚と交通安全運動の推進並びに交通環境の整備及び交通事故防止のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町田市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を<u>置く</u>。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会に次の役職員を<u>置く</u>。</p> <p>略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 協議会に会長及び副会長を<u>置く</u>。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長<u>に事故があるときは</u>、その職務を代理する。</p> <p>(幹事)</p> <p>第6条 幹事は、<u>市長が任命し、又は委嘱する</u>。</p> <p>2 略</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の意見を<u>聴き、町田市規則で定める</u>。</p>	<p><u>(総則)</u></p> <p>第1条 町田市における交通道德の高揚と交通安全運動の推進並びに交通環境の整備及び交通事故防止のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町田市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を<u>おく</u>。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会に次の役職員を<u>おく</u>。</p> <p>略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 協議会に会長及び副会長を<u>おく</u>。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長<u>事故あるときは</u>、その職務を代理する。</p> <p>(幹事)</p> <p>第6条 幹事は<u>市長が任命または委嘱する</u>。</p> <p>2 略</p> <p><u>(会議)</u></p> <p>第7条 協議会は、必要の都度会長が招集し、<u>会長が議長となる</u>。</p> <p><u>(補則)</u></p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項に関しては、協議会の意見を<u>きき、市長が別にこれを定める</u>。</p>

(町田市住居表示整備審議会条例の一部改正)

第2条 町田市住居表示整備審議会条例（昭和38年9月町田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市内の町及び丁目の決定並びにその名称、区域及び境界の決定その他住居表示の整備に関する重要事項について<u>調査審議し、</u>答申する。</p> <p>(幹事及び書記)</p> <p><u>第6条</u> 審議会に幹事及び書記若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市内の町及び丁目の決定並びにその名称、区域及び境界の決定その他住居表示の整備に関する重要事項について<u>調査し、審議し、及び</u>答申する。</p> <p><u>(会議)</u></p> <p><u>第6条</u> 審議会は、必要に応じ会長が招集する。</p> <p><u>2</u> 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、<u>会議を開くことができない。</u></p> <p><u>3</u> 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、<u>可否同数のときは会長の決するところによる。</u></p> <p>(幹事及び書記)</p> <p>第7条 審議会に幹事及び書記若干名を置き、市の職員のうちから市長が任命する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> 略</p>

(町田市防災会議条例の一部改正)

第3条 町田市防災会議条例（昭和38年9月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p><u>(委任)</u></p> <p>第6条 <u>この条例</u>に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、<u>町田市規則</u>で定める。</p>	<p><u>(議事等)</u></p> <p>第6条 <u>前各条</u>に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、<u>会長が防災会議に諮って</u>定める。</p>

(町田市文化財保護条例の一部改正)

第4条 町田市文化財保護条例（昭和52年4月町田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 町田市文化財保護審議会（第48条—<u>第55条</u>）</p> <p>第8章 雑則（<u>第56条—第58条</u>）</p> <p>第9章 罰則（<u>第59条—第62条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）<u>貝塚</u>、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）</p> <p>（滅失・<u>毀損</u>等）</p> <p>第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは<u>毀損</u>し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>（管理又は修理に関する勧告）</p> <p>第12条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、<u>毀損</u>し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 町田市文化財保護審議会（第48条—<u>第57条</u>）</p> <p>第8章 雑則（<u>第58条—第60条</u>）</p> <p>第9章 罰則（<u>第61条—第64条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）<u>貝づか</u>、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）</p> <p>（滅失・<u>き損</u>等）</p> <p>第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは<u>き損</u>し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>（管理又は修理に関する勧告）</p> <p>第12条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、<u>き損</u>し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の</p>

設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 市指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対しその修理について必要な勧告をすることができる。

3・4 略

(公開)

第16条 略

2～6 略

- 7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

(市登録有形文化財及び市登録有形民俗文化財の公開)

第41条 略

2～6 略

- 7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市登録有形文化財又は当該市登録有形民俗文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

(所有者の変更等の届出)

第46条 市登録有形文化財等の所有者又は市登録有形文化財等管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

- (3) 市登録有形文化財等の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対しその修理について必要な勧告をすることができる。

3・4 略

(公開)

第16条 略

2～6 略

- 7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(市登録有形文化財及び市登録有形民俗文化財の公開)

第41条 略

2～6 略

- 7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市登録有形文化財又は当該市登録有形民俗文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(所有者の変更等の届出)

第46条 市登録有形文化財等の所有者又は市登録有形文化財等管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

- (3) 市登録有形文化財等の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

(4)～(6)略

(設置)

第48条 法第190条第1項の規定に基づき、教育委員会に町田市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(部会)

第55条 略

(標識等の設置)

第56条 略

(記録の作成等)

第57条 略

(委任)

第58条 略

第59条 市指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第60条 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第61条 略

第62条 略

(4)～(6)略

(設置)

第48条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の3の規定に基づき、教育委員会に、町田市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(招集)

第55条 審議会は、会長が招集する。

(議事)

第56条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第57条 略

(標識等の設置)

第58条 略

(記録の作成等)

第59条 略

(施行規則)

第60条 略

(刑罰)

第61条 市指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第62条 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第63条 略

第64条 略

(町田市立図書館協議会条例の一部改正)

第5条 町田市立図書館協議会条例(昭和60年6月町田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条の規定に基づき、町田市立図書館に町田市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第5条</u> この<u>条例</u>に定めるもののほか、<u>協議会の運営</u>に関し必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条の規定に基づき、町田市立図書館(<u>以下「図書館」という。</u>)に町田市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p><u>(会議)</u></p> <p><u>第5条</u> <u>協議会は、委員長が招集する。</u></p> <p><u>2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u></p> <p><u>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</u></p> <p><u>(庶務)</u></p> <p><u>第6条</u> <u>協議会の庶務は、図書館において処理する。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> この<u>条例</u>で定めるもののほか、必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。</p>

(町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正)

第6条 町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成元年3月町田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第2条 略</p>	<p><u>(所掌事項)</u></p> <p>第2条 略</p> <p><u>(招集)</u></p> <p><u>第5条</u> <u>審議会は、会長が招集する。</u></p> <p><u>(会議)</u></p> <p><u>第6条</u> <u>審議会は、3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。</u></p> <p><u>2 審議会の議事は出席者の過半数で決し、可</u></p>

<p>(会議の公開)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(守秘義務)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> この<u>条例に定めるもののほか、審議会</u> <u>の運営</u>に関し必要な事項は、<u>町田市規則</u>で定 める。</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第8条</u> <u>第6条</u>の規定に違反した者は、1年以 下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p><u>否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p>(会議の公開)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(守秘義務)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> この<u>条例の施行</u>に関し必要な事項は、 <u>市長</u>が定める。</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第10条</u> <u>第8条</u>の規定に違反した者は、1年 以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す る。</p>
--	--

(町田市国民保護協議会条例の一部改正)

第7条 町田市国民保護協議会条例（平成18年3月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(幹事)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(部会)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> この<u>条例に定めるもののほか、協議会</u> <u>の運営</u>に関し必要な事項は、<u>町田市規則</u>で定 める。</p>	<p><u>(会議)</u></p> <p><u>第4条</u> <u>協議会の会議は、会長が招集し、会長</u> <u>が議長となる。</u></p> <p><u>2</u> <u>協議会は、委員の過半数の出席がなければ、</u> <u>会議を開き、議決をすることができない。</u></p> <p><u>3</u> <u>協議会の議事は、出席した委員の過半数で</u> <u>これを決し、可否同数のときは、議長の決す</u> <u>るところによる。</u></p> <p>(幹事)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(部会)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> <u>前各条に定めるもののほか、協議会の</u> <u>運営</u>に関し必要な事項は、<u>会長が協議会に諮</u> <u>って定める。</u></p>

(町田市障がい者施策推進協議会条例の一部改正)



第8条 町田市障がい者施策推進協議会条例(平成22年10月町田市条例第29号)

の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について<u>調査審議</u>し、答申する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(部会)</p> <p>第6条 <u>専門的事項を調査審議</u>するため、協議会に部会を置くことができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について<u>調査、審議</u>し、答申する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(会議)</u></p> <p>第6条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。</p> <p>2 <u>協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>3 <u>協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p>4 <u>会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。</u></p> <p>(部会)</p> <p>第7条 <u>専門的事項を調査、審議</u>するため、協議会に部会を置くことができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p>

(町田市保健所条例の一部改正)

第9条 町田市保健所条例(平成22年12月町田市条例第35号)の一部を次のよ

うに改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
	<p><u>(会議)</u></p> <p>第11条 <u>協議会は、必要に応じ会長が招集する。</u></p>

<p>(委任)</p> <p>第11条 略</p>	<p><u>2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p><u>3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第12条 略</p>
---------------------------	---

(町田市大気汚染障がい者認定審査会条例の一部改正)

第10条 町田市大気汚染障がい者認定審査会条例（平成22年12月町田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和47年東京都条例第117号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、大気汚染の影響を受けると推定される疾病の認定に関する事項を<u>調査審議</u>するため、市長の附属機関として、町田市大気汚染障がい者認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、市長が条例第5条第1項に規定する認定及び条例第6条第2項に規定する認定の有効期間の更新を行うに当たって、必要な事項について<u>調査審議</u>し、答申する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和47年東京都条例第117号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、大気汚染の影響を受けると推定される疾病の認定に関する事項を<u>調査、審議</u>するため、市長の附属機関として、町田市大気汚染障がい者認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、市長が条例第5条第1項に規定する認定及び条例第6条第2項に規定する認定の有効期間の更新を行うに当たって、必要な事項について<u>調査、審議</u>し、答申する。</p> <p><u>(会議)</u></p> <p>第6条 審査会は、必要に応じ会長が招集する。</p> <p><u>2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p><u>3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決す</u></p>

<p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>	<p><u>るところによる。</u></p> <p><u>4 会長は、必要があると認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求めることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> 略</p>
---------------------------------	--

(町田市生涯学習審議会条例の一部改正)

第11条 町田市生涯学習審議会条例（平成23年6月町田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について<u>調査審議</u>し、答申する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第5条 教育委員会は、特別又は専門の事項を<u>調査審議</u>するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> この条例に定めるもののほか、審議会</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について<u>調査、審議</u>し、答申する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第5条 教育委員会は、特別又は専門の事項を<u>調査し、審議</u>するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p><u>(会議)</u></p> <p><u>第7条</u> 審議会は、必要に応じ会長が招集する。</p> <p><u>2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p><u>3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 会長は、必要があると認めるときは、審査会に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この条例に定めるもののほか、審議会</p>

の運営に関し必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。

の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(町田市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第12条 町田市子ども・子育て会議条例（平成25年10月町田市条例第36号）

の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について<u>調査審議</u>し、答申する。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第6条 市長は、特別又は専門の事項を<u>調査審議</u>するために必要があると認めるときは、子育て会議に臨時委員を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について<u>調査、審議</u>し、答申する。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第6条 市長は、特別又は専門の事項を調査し、<u>審議</u>するために必要があると認めるときは、子育て会議に臨時委員を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p><u>(会議)</u></p> <p>第8条 子育て会議は、必要に応じ会長が招集する。</p> <p>2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある<u>臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>3 <u>子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p>4 <u>会長は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 略</p>

(町田市空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部改正)

第13条 町田市空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関する条例（平成27年12月町田市条例第55号）

の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(審議会の設置等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、特定空家等に対する措置その他の特定空家等に関し必要な事項について<u>調査審議し</u>、答申する。</p> <p>3～9 略</p> <p><u>10</u> 略</p>	<p>(審議会の設置等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、特定空家等に対する措置その他の特定空家等に関し必要な事項について<u>調査、審議し</u>、答申する。</p> <p>3～9 略</p> <p><u>10</u> 審議会は、必要に応じ会長が招集する。</p> <p><u>11</u> 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、<u>会議を開くことができない。</u></p> <p><u>12</u> 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p><u>13</u> 会長は、必要があると認めるときは、<u>審議会に委員以外の者の出席を求めることができる。</u></p> <p><u>14</u> 略</p>

(町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例の一部改正)

第14条 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例（平成31年3月町田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
	<p><u>(会議)</u></p> <p>第7条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。</p> <p><u>2</u> 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、<u>会議を開くことができない。</u></p> <p><u>3</u> 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、<u>会長の決するところによる。</u></p> <p><u>4</u> 会長は、必要があると認めるときは、<u>審議会に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。</u></p>

(委任)

第7条 略

(委任)

第8条 略

(町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第15条 町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例の一部を改正する条例（令和2年3月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の二重下線を付した部分について改正する。

改正後

改正前

改正後	改正前	改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。</p>	<p>(会議)</p> <p><u>第7条</u> 協議会は、会長が招集する。</p> <p><u>2</u> 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p><u>3</u> 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p><u>4</u> 会議は、公開を原則とする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この条例の施行について必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。</p>	<p>(会議)</p> <p><u>第7条</u> 協議会は、必要に応じ会長が招集する。</p> <p><u>2</u> 協議会は、委員及び議事に関するのある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p><u>3</u> 協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p><u>4</u> 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。</p>	<p>(会議)</p> <p><u>第7条</u> 協議会は、会長が招集する。</p> <p><u>2</u> 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p><u>3</u> 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p><u>4</u> 会議は、公開を原則とする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この条例の施行について必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。